

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める意見書

国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は上がりず昨今の物価上昇に対応していません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で1,042市町村を超えています。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6病院団体（日本病院会・全日本病院会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がることが強く懸念されます。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%（平均額18,629円）に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について要望します。

記

- 1 2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。
- 2 すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、引き上げ改定を実施すること。
- 3 当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。
- 4 なお、このことにより、利用者負担が上がらないよう、国において対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

内閣総理大臣 あて

令和7年12月22日

飯山市議会議長 上松 永林